

函館市小学校スクールカウンセラー派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市立小学校（義務教育学校前期課程を含む。以下「学校」という。）に在籍する児童の心の在り様に関わる様々な課題に対し、児童や保護者、教職員の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能のより一層の充実を図るため、学校への函館市小学校スクールカウンセラー（以下「スクールカウンセラー」という。）の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(スクールカウンセラーの活動)

第2条 スクールカウンセラーは、函館市北海道教育センターに配置し、函館市北海道教育センターの担当職員や派遣された学校の校長（以下「校長」という。）等と連携して、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 児童へのカウンセリング
- (2) カウンセリング等に関する教職員および保護者等に対する助言・援助
- (3) 児童のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- (4) その他児童のカウンセリング等に関し、派遣された学校において適当と認められるもの

(スクールカウンセラーの委嘱)

第3条 スクールカウンセラーは、次の各号のいずれかに該当する者から、教育長が委嘱するものとする。

- (1) 公認心理師または公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- (2) 精神科医
- (3) 児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識および経験を有し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授または講師（常時勤務する者に限る。）または

助教の職にある者またはあった者

(4) 次に掲げる者など、前各号に掲げる者に準ずる知識および経験を有すると認められる者（以下「準ずる者」という。）

ア 大学院修士課程を修了した者で、心理業務または児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者

イ 大学もしくは短期大学を卒業した者で、心理業務または児童生徒を対象とした相談業務について5年以上の経験を有する者

ウ 医師で、心理業務または児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者

2 スクールカウンセラーの委嘱に必要な書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 履歴書

(2) 資格要件を確認できる書類

ア 公認心理師にあつては登録証の写し

イ 臨床心理士にあつては資格登録証明書の写し

ウ 医師にあつては免許証の写し

エ 大学教授等にあつては任命された辞令書等の写し

オ 準ずる者にあつてはその知識および経験について確認できる書類の写し

(3) その他必要と認める書類

3 スクールカウンセラーの委嘱期間は、委嘱日から委嘱日の属する年度の3月31日までとし、再委嘱を妨げない。

（スクールカウンセラーの活動日および活動時間）

第4条 スクールカウンセラーの活動日は、月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）のうちから、校長が定める日とする。

2 スクールカウンセラーの活動時間は、原則として午前9時から午後5時までの間で1日4時間以内とする。

（謝礼金の支払い）

- 第5条 スクールカウンセラーには、北海道教育委員会が派遣する北海道公立学校スクールカウンセラーの報酬基本額に準じて、活動時間1時間あたり4,300円（準ずる者にあつては、2,700円）の謝礼金を1箇月ごとに支払うものとする。
- 2 スクールカウンセラーは、あらかじめ「口座振替依頼書」（別記第1号様式）を函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。
 - 3 スクールカウンセラーは、派遣された学校等での活動内容を活動日ごとに「函館市小学校スクールカウンセラー活動記録簿」（別記第2号様式）に記載し、校長に提出するものとする。
 - 4 校長は、スクールカウンセラーの活動時間や活動内容等を「函館市小学校スクールカウンセラー活動整理簿」（別記第3号様式）に活動月ごとに整理するものとする。
 - 5 校長は、別記第2号様式および別記第3号様式の写しを毎月末日までに教育委員会に提出するものとする。
 - 6 教育委員会は、前項の規定により提出された別記第2号様式および別記第3号様式の写しに基づき、スクールカウンセラーの活動実績を確認のうえ、校長から提出のあつた月の翌月の末日までに口座振込みにより謝礼金を支払うものとする。

（燃料費の支給）

- 第6条 スクールカウンセラーが、第2条各号に掲げる活動のために私有車を使用した場合は、その走行距離1キロメートルにつき37円の燃料費を支給するものとする。
- 2 スクールカウンセラーは、活動月ごとに「函館市小学校スクールカウンセラー私有車活動使用簿」（別記第4号様式）を作成し、翌月5日までに教育委員会に提出するものとする。
 - 3 教育委員会は、前項の規定により提出された別記第4号様式に記載された走行距離を月ごとに合計して、提出のあつた月の末日までに口座振込みにより燃料費を支払うものとする。この場合において、合計した距離に1キロメートル未満の端数を生じたときは、その端数は切り上げる

ものとする。

- 4 スクールカウンセラーが私有車を使用した場合において、活動中に発生した自動車事故の補償については、スクールカウンセラーが加入している保険で対応するものとする。

(秘密の保持)

- 第7条 スクールカウンセラーは、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委嘱期間を終えた後も同様とする。

(保険の加入)

- 第8条 教育委員会は、スクールカウンセラーの活動中の事故、災害等(第6条第4項に規定する自動車事故を除く。)に対応するため、傷害保険等に加入することとし、その費用を負担する。

(委任)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、スクールカウンセラーに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。